

就労支援事業所リベラインダストリア運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人リベラインダストリアが開設する就労支援事業所リベラインダストリア(以下、「事業所」という。)が行う指定就労継続支援(B型)の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 3. 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------|
| (1) 名称 | 就労支援事業所 リベラインダストリア |
| (2) 所在地 | 静岡県三島市本町12番4号 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤・専従)
サービス管理責任者は、事業所の利用者に対するサービスの管理を行う。
- (3) 職業指導員 3名以上(常勤・非常勤)
職業指導員は、利用者が行う作業や仕事の管理を行うとともに、指導を行う。
- (4) 生活支援員 3名以上(常勤・非常勤)
生活支援員は、利用者の日中の生活支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。(土曜・日曜・祝日及び法人が定める日は原則として休業とする。ただし、生産活動その他の状況によっては営業することもある。)

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、施設外就労・施設外支援については、この限りではない。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は 20 名とする。

(内容)

第7条 指定就労継続支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援計画の作成

(2) 事業所内において、就労の機会の提供

(3) 事業所外においての就労、支援の場の提要

(4) 一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要なサービスの提供

(5) 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援

(6) その他(1)～(6)に関連する必要な支援

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定就労継続支援を提供した際には、支給決定障害者から当該就労継続支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2. 法定代理受領を行わない指定就労継続支援を提供した際は、支給決定障害者から障害者自立支援法（以下「法」という。）第 29 条第 3 項の規定により算定された訓練等給付費又は法第 20 条第 2 項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に 100 分の 90（法第 31 条の規定が適用される場合にあっては、100 分の 100 を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3. 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5. 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けた時は、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっての留意事項は別紙「重要事項説明書」を参照

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、三島市・沼津市・富士市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町・裾野市・熱海市・御殿場市・伊東市等とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類
知的障害者・精神障害者

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 指定就労継続支援の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定就労継続支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2. 提供した指定就労継続支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援事業所の設置若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 提供した指定就労継続支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労継続支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 提供した指定就労継続支援に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
5. 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修)

第 17 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 12 日

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を、従業員と

の雇用契約の内容とする。

4. 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該指定勤労継続支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援を提供した日より5年間保存する。
5. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人リベラインダストリアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日より改定施行する。

この規程は、令和2年6月1日より改定施行する。

この規程は、令和4年4月1日より改定施行する。

この規定は、令和6年11月1日より改訂施行する。